

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和6年6月1日現在

1、病院指定事項

- ・保険医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・自立支援医療指定医療機関
- ・労災指定医療機関
- ・身体障害者福祉法指定医配置医療機関
- ・難病患者に対する医療に関する指定医療機関

2、基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・医療DX推進体制加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・サーバランス強化加算
- ・連携強化加算

3、特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料I
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料3

4、明細書発行体制

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の 診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5、保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について実費での負担をお願いしております。

- ・診断書料
- ・診察券再発行
- ・画像情報（CD-R）
- ・予防接種
- ・健康診断
- ・自費診療（ED治療、AGA治療、包茎手術※保険適応外のもの）
- ・カルテ開示に係る費用

詳細は、別紙掲示しておりますので御参照ください。

医療法人杏順会 おなはま腎・泌尿器科クリニック
院長